

川崎市上下水道局所管工事設計・施工技術連絡会議試行要領

(目的)

第1条 この要領は、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を図るため、発注者、設計者（設計を担当したコンサルタント）及び施工者の三者が、一堂に会して、事業目的、設計思想、条件等の情報の共有及び施工上の課題等に対する意見交換等を行う設計・施工技術連絡会議（以下「三者会議」という。）の実施に関し必要事項を定めるものである。

(対象工事)

第2条 上下水道局が所管し、発注者、設計者及び施工者がそれぞれ異なる工事で、原則として、次のいずれかに当てはまる工事のうち発注者が必要と判断した工事において実施する。

- (1) 構造計算を伴う重要構造物を含む工事
- (2) 複雑な設計条件のある工事
- (3) 新技術又は高度な技術を採用した工事
- (4) その他、施工上の情報共有や意見交換等が必要と考えられる工事

(三者会議の構成員)

第3条 三者会議は、次のメンバー構成を標準として開催するものとし、必要に応じて専門の工事業者等を参加させることができる。

- (1) 発注者：総括監督員、主任監督員、一般監督員等
- (2) 設計者：当該工事設計業務の業務責任者、照査技術者、担当技術者又は設計内容等を把握している者等
- (3) 施工者：現場代理人、監理技術者（主任技術者）等

2 三者会議の事務局は、原則当該工事発注担当課等に設置するものとし、三者会議の開催、運営等に関する事務を行う。

(三者会議の内容)

第4条 三者会議の内容は、次のとおりとする。

- (1) 発注者による事業目的、協議調整状況や現地条件等の工事全

般に関する注意事項の説明

- (2) 施工者による設計図書の照査結果及び疑問点等の報告
- (3) 設計者による設計意図の説明及び施工者の疑問点に対する回答
- (4) その他、設計・施工に関すること
(三者会議の開催時期・開催回数)

第5条 三者会議の開催時期及び開催回数は、次のとおりとする。

- (1) 施工者が設計図書を照査した後、工事着手前に開催すること。
- (2) 開催日時等は、発注者から設計者及び施工者に通知すること。
- (3) 開催回数は、原則1回とするが、現場条件の特殊性など必要に応じ、複数回開催すること。

(開催に係る費用)

第6条 三者会議の開催に係る費用のうち、設計者に対する費用は、原則委託業務（随意契約）として取り扱い、発注者が負担する。

2 前項の費用の積算方法は、次のとおりとする。

- (1) 打合せ 1回あたり主任技師0.5人及び技師(A)0.5人を標準とすること。
- (2) 旅費交通費 実費とすること。
- (3) その他の原価及び一般管理費等 水道施設整備費に掛る歩掛表または下水道用設計標準歩掛表に基づき計上すること。
- (4) その他の費用 三者会議で使用する追加資料の作成等が必要となる場合は、必要な額を適宜計上すること。

(三者会議の周知)

第7条 発注者は、設計者及び施工者に三者会議の対象である旨を次のとおり周知する。

(1) 設計者への周知

発注者は、設計委託の設計書に「設計・施工技術連絡会議（「三者会議」）特記仕様書（設計者用）」を添付し、当該設計委託の成果により発注する工事が三者会議の対象である旨を明示する。設計委託発注時に「設計・施工技術連絡会議（「三者会

議」) 特記仕様書(設計者用)」を添付していない場合は、工事発注前に設計者と調整すること。また、三者会議開催予定時期等の情報を設計者に提供すること。

(2) 施工者への周知

発注者は、三者会議の対象とする工事の設計書に「設計・施工技術連絡会議(「三者面談」) 特記仕様書(施工者用)」を添付し、三者会議の対象である旨を明示すること。

(三者会議質問書の提出)

第8条 施工者は、工事受注後、速やかに設計図書の照査及び現地の確認を実施するとともに、施工計画立案に際しての疑問点及び確認を要する事項等を整理して、「三者会議質問書」を作成し、会議の開催希望時期、照査結果、疑問点等を監督員に提出するものとする。(会議結果の報告)

第9条 三者会議で確認された事項で、修正等を要するものについては、発注者、設計者、及び施工者の三者においてその責任範囲を明確にした後、施工者は、速やかに「三者会議実施報告書」を3部作成し、発注者及び設計者の確認を得て、三者が1部ずつ保管するものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年2月1日から施行する。